

# 空き家バンクの利用手順

●対象は、空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済・教育・文化・芸術活動等を通じて地域の活性化に寄与できる人、又は、十日町市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる人です。

●空き家バンクへの登録は2年間です。更新することにより延長が可能です。

## 利用者登録

### 1 • 空き家バンク利用者登録申し込み

十日町市空き家バンク利用者登録申込書（様式第6号）に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、窓口（十日町市役所企画政策課移住定住推進係）までお持ちいただくか、ご送付ください。  
なお、ホームページ等で紹介している物件で、希望があれば物件No.を記入してください。

### 2 • 利用希望者台帳への登録

書類の内容を審査し、登録が適当であると認めた場合、利用者登録通知書（様式第7号）をお送りいたします。  
なお、登録事項に変更があった場合、登録期間を延長したい場合、登録を抹消したい場合は、それぞれ手続きが必要となります。

## 空き家等の情報提供

- 希望物件が無い場合は、ご希望に近い物件の登録がありましたら、お知らせいたします。
- 希望物件がある場合は、次の紹介、交渉、契約に進みます。

## 紹介・交渉・契約

十日町市が相談協定を結んだ、（公社）新潟県宅地建物取引業協会（十日町支部取扱い）が仲介業務（交渉・契約等）を行います。**成約時に法律に基づく仲介費用が発生いたしますので、あらかじめご承知おきください。**

### お問い合わせ

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地  
十日町市役所2階

十日町市 総務部 企画政策課 移住定住推進係

電話 025-755-5137 FAX 025-752-4635

E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp



十日町市空き家バンク

検索

<http://www.tokamachi-akiya.com>